

不登校対応フローチャート（マニュアル）

佐渡市教育委員会

1 不登校とは、欠席日数 30日以上 で病気や経済的な理由、その他の欠席を除くもの

◎ 休み方も様々

- ・ 30日以上、連続して休む。
- ・ 週1～2日程度休む。年間で30日を超える。
- ・ 数日連続して休むが、登校できるを繰り返す。年間30日を超える。

2 未然防止 魅力ある学校づくり、きめ細やかな指導・相談体制の充実 スクールカウンセラー、心の教室相談員の活用 「心の健康チェック」アンケート実施、活用

3 休み始めたら

病気等以外の登校渋りがある欠席があった場合 子どもとともに1・2・3運動 ※1

欠席の理由の聞き取り（保護者・本人）・・・必要に応じて即日家庭訪問

校内不登校対策委員会の開催 欠席理由や要因のアセスメントと支援方針の決定

欠席要因の除去（学校に係る状況の場合、いじめや友人関係のトラブル等）

教室に入れない場合は、校内教育支援センターまたは、別室（保健室や相談室等）への登校を検討

学校へ登校できない場合は、「適応指導教室（あすなろ教室）」の利用を検討

家から出られない場合は、「不登校訪問指導員」の活用を検討

学校は、定期的な家庭訪問で様子や状況を確認し、必要と思われる対応を実施する。（タブレットでの学活やリモート授業等の利用も含む）

関係機関と連携が必要な場合
支援会議（ケース会議）を実施
◎必要に応じて関係機関が同席

◎不登校ひきこもり対策プロジェクト
不登校が多い学校を支援対象校として指定（ケース会議の実施）

◎市教委臨床心理士の活用

◎下越教育事務所SSWの活用も検討

4 その他

◎ 不登校の要因によって対応が異なる

- ・ 学校に係る状況が主要因の場合は、学校での対応を中心にその要因除去・解消に努める。
- ・ 家庭に係る状況が主要因の場合は、福祉関係機関（子若、児相、地区保健師等）との連携を図り、家庭支援に努める。
- ・ 本人に係る状況が主要因の場合は、医療機関の受診、警察との連携も含めて本人の特性や環境を考慮しながら状況の改善に努める。

◎ 分からないことがありましたら遠慮なく、市教委の不適応担当にご相談ください。 （担当 教育指導主事 名古屋瑞穂 電話58-7351）

※1 子どもとともに1・2・3運動

- 欠席1日目：欠席家庭に連絡し、保護者または本人から状況を聞く。
- 2日目：児童生徒の具体的状況を電話等により把握する。
- 3日目：家庭訪問を行う。